

最新版

# 補助金・優遇税制 活用ハンドブック

## 1. 優遇税制

1. 令和4年度活用できる優遇税制
2. 税務上の優遇措置〈即時償却・特別償却・税額控除〉
3. 優遇税制の概要〈中小企業経営強化税制〉  
〈中小企業投資促進税制〉

## 2. 補助金

4. 補助金について
5. 補助金・優遇税制のスケジュール

※本冊子は2022年4月時点の情報に基づいて作成しています。

## 【令和4年度使用可能な優遇税制一覧】

	中小企業経営強化税制	中小企業投資促進税制
期限	令和5年3月31日	令和5年3月31日
内容	<p><b>100%即時償却 または 10%税額控除</b></p> <p>(資本金3,000万円以上 1億円以下の法人は7%税額控除)</p>	<p><b>30%特別償却 または 7%税額控除</b></p> <p>(資本金3,000万円超の法人は 税額控除なし)</p>

上記の優遇税制は、主に「特別償却」か「即時償却」or「税額控除」を選択することになります。

着地する利益の見通しが把握できた段階で、

**「どのような内容の税制」が「いつまで使えるか」**を確認し、計画的に活用しましょう。

## 2

## 税務上の優遇措置 <即時償却・特別償却>

ここでは、「即時償却」や「特別償却」の内容について詳しく解説します。これらの税制を使用することで、どれほどの節税効果が期待できるのか、モデルケースを交えて解説します。

【例】税前利益3,000万円の企業が1,000万円の太陽光発電を購入した場合  
(実効税率30%とした場合)

### 100%即時償却を選択した場合

■ 1,000万円の太陽光発電設備を取得した場合、

その年度に、**1,000万円の損金計上が出来ます。**

①太陽光発電を購入しなかった場合 ②太陽光発電を購入し、即時償却した場合

3,000万円×30%=900万円

∴納税額**900万円**

3,000万円-1,000万円=2,000万円

2,000万円×30%=600万円

∴納税額**600万円**

節税額：①-②=900万円-600万円=**300万円**

### 30%特別償却を選択した場合

■ 1,000万円の太陽光発電設備を取得した場合、

その年度に、**300万円の損金計上が出来ます。**

①太陽光発電を購入しなかった場合 ②太陽光発電を購入し、特別償却した場合

3,000万円×30%=900万円

∴納税額**900万円**

3,000万円-(1,000万円×30%)=2,700万円

2,700万円×30%=810万円

∴納税額**810万円**

節税額：①-②=900万円-810万円=**90万円**

ここでは、「税額控除」を使用した時の実際の控除金額、およびその注意点について解説します。「即時償却・特別償却」と比較し、自社ではどちらを活用する方がお得なのか判断しましょう。

- 例えば10%税額控除を使用すると、設備の取得価額の10%相当額につき、法人税額から控除をしてもらう制度です。その分、納付する法人税額が安くなります。

注意

上限は当該事業年度の法人税額の20%まで

### 事例

- ① 税引前利益3,000万円の企業が1,000万円の太陽光発電設備を購入し、10%税額控除を使用した場合（実効税率30%とする）。

控除額 :  $1,000\text{万円} \times 10\% = 100\text{万円}$

法人税額 :  $3,000\text{万円} \times 30\% = 900\text{万円}$

$900\text{万円} \times 20\% = 180\text{万円}$

$180\text{万円} > 100\text{万円}$ なので**全額控除可能**

Check!

- ② 税引前利益1,000万円の企業が2,000万円の太陽光発電設備を購入し、10%税額控除を活用したとする（実効税率30%とする）。

控除額 :  $2,000\text{万円} \times 10\% = 200\text{万円}$

法人税額 :  $1,000\text{万円} \times 30\% = 300\text{万円}$

$300\text{万円} \times 20\% = 60\text{万円}$

$60\text{万円} < 200\text{万円}$ なので**全額控除不可**

$200\text{万円} - 60\text{万円} = 140\text{万円}$ は翌期に繰越

Check!

## 中小企業経営強化税制

### ① 適用対象者

農業、林業、漁業、水産養殖業、鉱業、卸売業、道路貨物運送業、倉庫業、港湾運送業、ガス業、小売業、料理店業、その他の飲食店業（料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する事業を除く。）、一般旅客自動車運送業、海洋運輸業及び沿海運輸業、内航船舶貸渡業、旅行業、こん包業、郵便業、通信業、損害保険代理業、サービス業（物品賃貸業及び娯楽業（映画業を除く。）を除く。）

商業、農林水産業活性化税制の対象事業

### ② 対象設備

#### ・生産性向上設備（A類型）

生産性が旧モデル比年平均1%以上改善する設備

#### ・収益力強化設備（B類型）

投資収益率が年平均5%以上の投資計画に係る設備

### ③ 制度概要

A類型・B類型に該当するものを取得等した場合

#### ① 資本金3,000万円以下の法人等及び個人事業者

→ **即時償却又は10%の税額控除**

#### ② 資本金3,000万円超 1億円以下の法人

→ **即時償却又は7%の税額控除**

### ④ 適用期間

・令和5年3月31日まで

中小企業経営強化税制の対象となる設備は「A類型」と「B類型」のどちらかを選択する必要があります。

類型	生産性向上設備（A類型）	収益力強化設備（B類型）
要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 経営強化法の認定</li> <li>② 生産性が旧モデルと比較して年平均1%以上改善する設備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 経営強化法の認定</li> <li>② 投資収益率が年平均5%以上の投資計画に係る設備</li> </ul>
対象設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 機械・装置（160万円以上）</li> <li>◆ 測定工具及び検査工具（30万円以上）</li> <li>◆ 器具・備品（30万円以上）</li> <li>◆ 建物附属設備（60万円以上）</li> <li>◆ ソフトウェア（70万円以上）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 機械・装置（160万円以上）</li> <li>◆ 工具（30万円以上）</li> <li>◆ 器具・備品（30万円以上）</li> <li>◆ 建物附属設備（60万円以上）</li> <li>◆ ソフトウェア（70万円以上）</li> </ul>
設備例	<p>【器具・備品】 試験・計測機器、冷凍陳列棚</p> <p>【建物附属設備】 ボイラー、LED照明、空調（工場の休憩室に設置される冷暖房など）</p> <p>【ソフトウェア】 情報を収集・分析・指示する機能</p>	
確認者	◆ 工業会等	◆ 経済産業局
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 生産等設備を構成するものであること（※）</li> <li>② 国内への投資設備であること</li> <li>③ 中古資産や貸付資産ではないこと</li> </ul> <p>（※）事業活用する設備が対象。事務用器具備品、本店寄宿舎に係る建物附属設備は不可</p>	

# 3

## 優遇税制の概要 <中小企業経営強化税制>

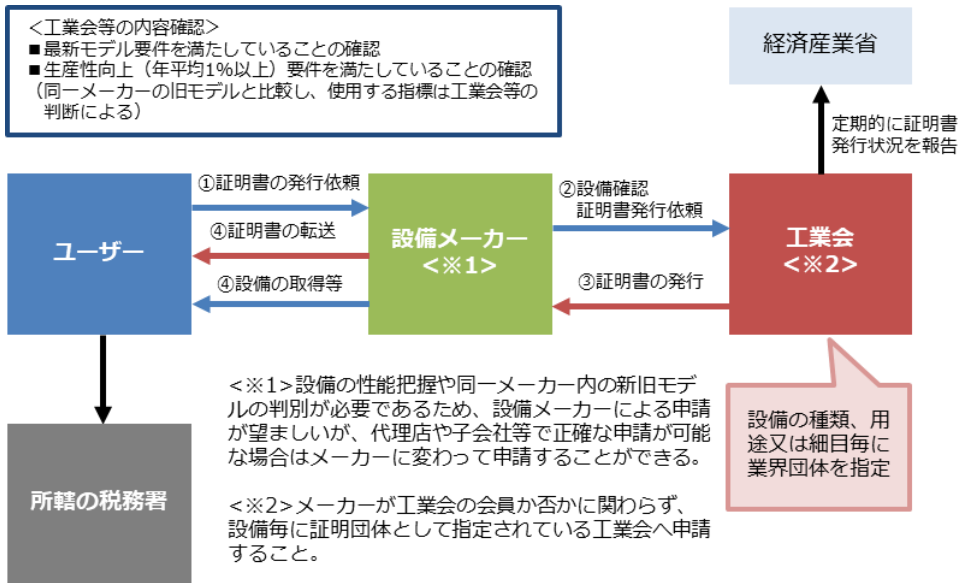
### A 類型の要件

- ✓ 一定期間内に販売されたモデルであること
- ✓ 経営力の向上に資するものの指標（生産効率、エネルギー効率、精度など）が旧モデルと比較して年平均1%以上向上している設備（※）  
※ソフトウェアについては、情報収集機能及び分析・指示機能を有するもの

設備の種類	用途又は種目	最低価格	販売開始時期
機械装置	全て	160万円以上	10年以内
工具	測定工具及び検査工具	30万円以上	5年以内
器具備品	全て	30万円以上	6年以内
建物附属設備	全て	60万円以上	14年以内
ソフトウェア	設備稼働状況等に係る情報収集機能及び分析・指示機能を有するもの	70万円以上	5年以内

要件①、②について、下図のように工業会等から「証明書」の取得が必要。

#### 申請時の流れ





# 3

## 税務上の優遇措置 <税額控除>

### B 類型の要件

- ✓ **投資利益率が年平均 5%以上である（中小企業）**
- ✓ 年平均の投資利益率が 5%以上となることが見込まれることにつき、経済産業大臣（経済産業局）の確認を受けた投資計画に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備
- ✓ なお、年平均の投資利益率の計算方法は下記の通り。

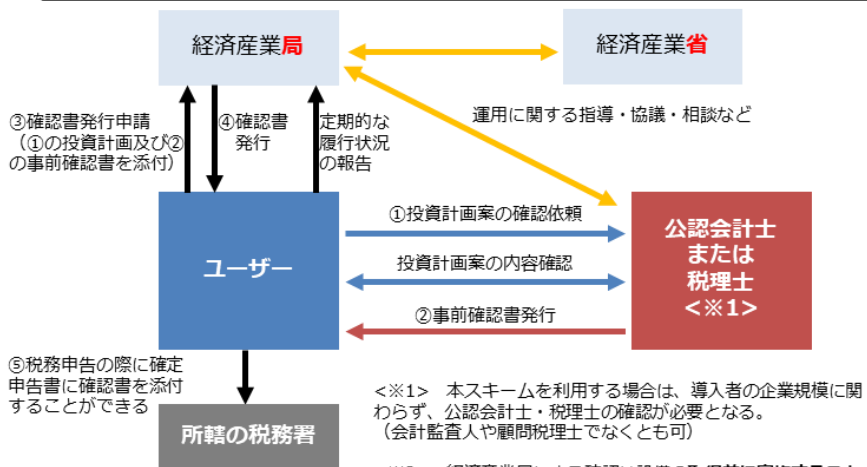
$$\frac{\text{【営業利益 + 減価償却費※1】の増加額※2}}{\text{設備投資額※3}}$$

- ※1 会計上の減価償却費
- ※2 設備取得する事業年度の翌年度以降3年度の平均額
- ※3 設備取得する事業年度における設備取得額の合計額

### 申請時の流れ

<公認会計士・税理士及び経済局の確認内容>

- 対象設備の確認（投資目的に必要不可欠であることの確認）
- 投資利益率の要件を満たしている



## 中小企業投資促進税制

### ① 適用対象者

製造業、建設業、農業、林業、漁業、水産養殖業、鉱業、卸売業、道路貨物運送業、倉庫業、港湾運送業、ガス業、小売業、料理店業、その他の飲食店業（料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する事業を除く。）、一般旅客自動車運送業、海洋運輸業及び沿海運輸業、内航船舶貸渡業、旅行業、こん包業、郵便業、通信業、損害保険代理業、サービス業（物品賃貸業及び娯楽業（映画業を除く）を除く。）

### ② 対象設備

- ・ 160万円以上の機械装置
- ・ 120万円以上の測定工具、検査工具
- ・ 70万円以上の一定のソフトウェア
- ・ 一定の貨物自動車 3.5トン以上
- ・ 内航海事業に利用される船舶

### ③ 制度概要

- ① 資本金3,000万円以下の法人等及び個人事業者  
→ **30%特別償却**又は**7%の税額控除**
- ② 資本金3,000万円超 1億円以下の法人  
→ **30%特別償却**

### ④ 適用期間

- ・ **令和5年3月31日まで**

## ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の 価格低減促進事業

令和4年度の予算額 : **113.5億円**

対象設備

- ① 自家消費型太陽光発電システム
- ② 蓄電池

補助率

- ① 太陽光発電 : 4~5万円/kW
  - ② 蓄電池 : 5.2万円/kWh又は6.3万円kW
- ※設置施設や設備容量により、補助額が変化します。

対象

民間事業者

備考

- ① 太陽光発電の活用方法は「完全自家消費型」であり、余剰売電型、全量売電型では補助金が認められません。
- ② 設置方法は、通常の自己所有に加え、オンサイト型PPAモデル（0円設置モデル）等も可能です。

## 4 補助金の概要

### 新たな手法による再エネ導入・価格低減促進事業

令和4年度の予算額 : **113.5億円**

#### 対象設備

- ① 建物における太陽光発電の新たな設置手法活用事業  
⇒ 駐車場（ソーラーカーポート）
- ② 地域における太陽光発電の新たな設置場所活用事業  
⇒ 営農地、ため池、廃棄物処分場（埋立地）

#### 補助率

##### ■ 上記①②共通

太陽光発電モジュール、接続箱、パワーコンディショナ、配線、定置用蓄電池

##### ■ 上記①

太陽光発電モジュール一体型カーポート、カーポート、基礎

##### ■ 上記②

ため池設置に必要な設備（架台、フロート、ブリッジ）、営農用に必要な設備など

#### 対象

民間企業、その他法人（社会福祉法人、医療法人など）  
※PPA、リース可

#### 備考

- ① 固定買取価格（FIT）での売電はNG
- ② 50%以上を自家消費すること
- ③ 補助金を使うことで導入費用が調達価格等算定委員会の調査結果の平均値または中央値を下回ること（コスト要件）
- ④ パワーコンディショナー出力合計が5kW以上であること